

SHARP®

はじめに

基本操作

調整

困ったときは

Sharp Vision Manager

取扱説明書

Version 1.0

For Windows

ご購入いただき、まことにありがとうございました。
この取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。
ご使用になる前に、必ず使用許諾契約 ([2ページ](#)) をご覧ください。

お客様へのお願い

本製品添付ソフトウェア開封前に必ずお読みください。

弊社では、本製品に添付されているソフトウェアにつきまして、下記の使用許諾契約(以下「本契約」といいます。)を設けさせていただいており、お客様が本契約にご同意いただいた場合のみ、本ソフトウェアを無償でご使用いただいております。お手数ではございますが、添付ソフトウェアパッケージの開封前に本契約を十分お読みください。本契約にご同意いただけない場合には、添付ソフトウェアを開封しないでください。添付ソフトウェアパッケージを開封された場合には、本契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

使用許諾契約

シャープ株式会社(以下弊社といいます。)=、お客様(個人または法人を問いません。)=に対し、弊社プロジェクター(以下「本製品」といいます。)=に添付されているソフトウェア・プログラム(以下「許諾ソフトウェア」といいます。)=を日本国内で使用する権利を下記条項に基づき許諾し、お客様も、添付ソフトウェアのパッケージを開封することによって、下記条項にご同意いただいたものとさせていただきます。

第1条 著作権

1. 「許諾ソフトウェア」に関する著作権等の知的財産権は、弊社に帰属し、それらは日本国の著作権法、その他の関連して適用される法律および国際条約によって保護されています。したがってお客様は「許諾ソフトウェア」を他の著作物と同様に扱わなければなりません。
2. 「許諾ソフトウェア」とともに提供されるマニュアルまたは取扱説明書等の関連資料(以下「関連資料」といいます。)=の著作権は、弊社に帰属し、これらは日本国の著作権法、その他関連して適用される法律および国際条約によって保護されています。お客様は、これらの「関連資料」を複製することはできません。

第2条 権利の許諾

お客様は、「許諾ソフトウェア」を「本製品」に接続するコンピュータにインストールして使用することができます。

第3条 制限およびその他の権利

1. お客様は、「許諾ソフトウェア」をリバースエンジニア、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
2. お客様は、本契約に明示的に許諾されている場合を除いて、「許諾ソフトウェア」を使用できません。
3. お客様は、日本国内においてのみ「許諾ソフトウェア」を使用することができます。
4. お客様は、「許諾ソフトウェア」および「関連資料」に付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去することはできません。
5. お客様は、「本製品」をレンタル又はリースする場合、「許諾ソフトウェア」を当該第三者にレンタル又はリースすることができます。ただし、当該第三者が本契約に同意することを条件とします。

第4条 保証の制限

1. 「許諾ソフトウェア」および「関連資料」は、何ら保証もない現状有姿のまま提供されるものです。お客様による「許諾ソフトウェア」および「関連資料」のいかなる使用についても、そのリスクはお客様が負うもので、弊社が責任を負うものではありません。
2. 前項の規定にかかわらず、弊社が「許諾ソフトウェア」の誤り(バグ)を修正したときは、弊社は、この誤りを修正したソフトウェアもしくは修正のためのソフトウェア(以下、これらのソフトウェアを「修正ソフトウェア」といいます。)=またはこの修正に関する情報を弊社のホームページ上でお客様に提供するものとします。ただし、当該「修正ソフトウェア」または情報をアフターサービスとして提供する決定を、弊社がその裁量によりなした場合には限りません。お客様に提供された「修正ソフトウェア」は「許諾ソフトウェア」とみなします。
3. 「許諾ソフトウェア」の記録媒体に物理的欠陥が発見され、「許諾ソフトウェア」の使用に支障をきたす場合には、お客様が「本製品」をお受け取りになった日から2週間以内に、その日付を記した保証書を添えて弊社に当該「許諾ソフトウェア」の記録媒体を返却されたときには、弊社は無償で当該記録媒体を交換するものとします。ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限りません。

第5条 責任の制限

1. 弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合も含みます。)=および第三者からお客様になされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。
2. いかなる場合においても、本契約に基づく弊社の責任は、お客様が実際にお支払いになった「本製品」の代金相当額をその上限とします。

第6条 期間

1. 本契約は、お客様が「本製品」を購入された日から効力を有するものとします。
2. お客様は、弊社まで書面により通知することによって、本契約に基づき許諾される「許諾ソフトウェア」に関する権利を終了させることができます。
3. 弊社は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反されたときには、いつでも本契約に基づき許諾される「許諾ソフトウェア」に関する権利を終了させることができます。
4. 本契約に基づき許諾される「許諾ソフトウェア」に関する権利が終了した場合には、お客様は、上記権利終了後直ちに「許諾ソフトウェア」、および「関連資料」をすべて破棄するものとします。

第7条 その他

1. お客様は、いかなる方法および目的によっても、「許諾ソフトウェア」を日本国外に輸出してはいけません。
2. 本契約に関連して発生した紛争は、大阪地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。

もくじ

はじめに

お客様へのお願い	2
もくじ	3
はじめに	4
必要なハードウェア・ソフトウェア	4
プロジェクターとパソコンを接続する	5
インストールする	6

基本操作

起動と終了	10
基本的な設定	13
プロジェクター設定	14

調整

画像を調整する	15
ソフトウェアをアンインストールする	19

困ったときは

困ったときは	21
用語集	22
PDF取扱説明書について	23
お客様ご相談窓口のご案内	24

はじめに

シャーププロジェクター用ソフトウェアSharpVision Managerは、プロジェクターXV-Z9000からの画像をより効果的に表示できるように、調整することができます。

ガンマ補正

プロジェクターのガンマ値を、お手元のパソコンから直接調整できます。
(調整は、COMポート接続を介して行います。)

SharpVision ManagerはWindows98,98SE,MeおよびWindowsNT4.0,2000専用のソフトウェアです。この取扱説明書はWindowsとマウスの使いかたを理解している読者を対象に書かれています。Windowsについての不明な点は、Microsoft社のWindows98,98SE,MeあるいはWindowsNT4.0,2000の取扱説明書をご覧ください。この取扱説明書内でわからない用語があったときは、[「用語集」](#)(22ページ)をご参照ください。また、本ソフトウェアの仕様は予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください。

必要なハードウェア・ソフトウェア

SharpVision Managerを使うためには、次のハードウェアやソフトウェアが必要です。

Microsoft Windows98,98SE,Me あるいは WindowsNT4.0,2000 (いずれも日本語版)の動作するパソコン	
CPU	233 MHz Pentium以上を推奨
ディスプレイ	解像度800×600ドット以上 同時発色数65,536色以上
メモリー	32 MB以上
HDD空き容量	10 MB以上
インターフェース	RS-232Cシリアルポート
CD-ROMドライブ	

メモ

プロジェクター以外にシリアル接続されている機器がある場合、シリアルポート設定等が正しく行われないと、SharpVision Managerの誤動作の原因となることがあります。

注意

自作機やマザーボードの変更などの改造を加えているパソコンに関しては、動作保証いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国および他の国における登録商標または商標です。
- Acrobat、Acrobat ReaderはAdobe Systems Incorporatedの登録商標または商標です。
- その他の社名および商品名は、それぞれ各社の登録商標または商標です。
- 本書に記載されている事柄は、お使いのパソコンの環境により異なる場合があります。またパソコンの動作環境や処理能力によっては、動作が遅くなる場合があります。

プロジェクターとパソコンを接続する

SharpVision Managerを使うためには、RS-232Cケーブル(クロス・メス・メスタイプ)で接続しなければなりません。接続の詳細については、プロジェクターの取扱説明書をご覧ください。

【ご注意】

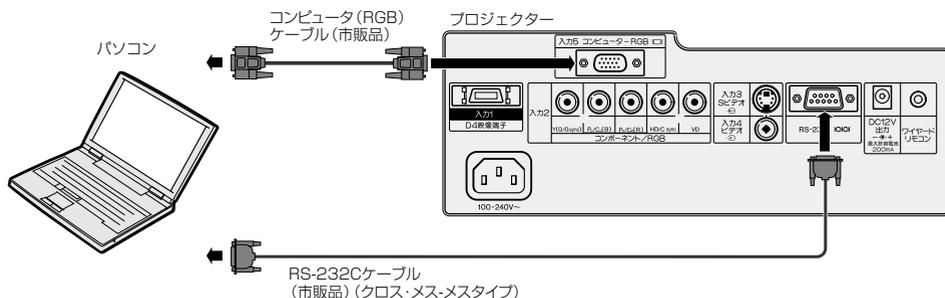
接続する前にプロジェクター、パソコン双方の電源が「切」になっていることを確認してください。接続完了後はプロジェクターの電源を先に入れてください。常にパソコンの電源は後に入れます。

(電源を入れた後に接続すると、プロジェクターやパソコンの故障の原因となります。)

プロジェクターとパソコンを接続する

RS-232Cケーブル接続

接続の詳細はプロジェクターの取扱説明書を参照してください。



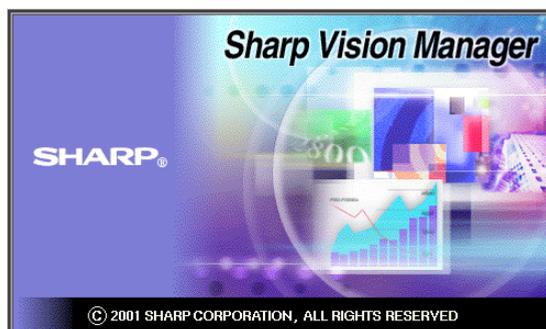
インストールする

「SharpVision Manager CD-ROM」に入っているインストーラで本ソフトウェアをインストールします。

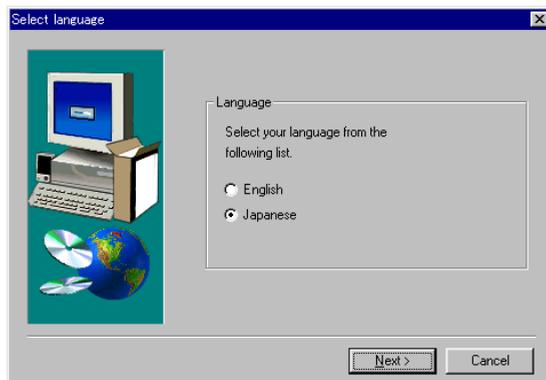
- 1** インストールするパソコンが本ソフトウェアに対応していることを確認します。
詳しくは、「[必要なハードウェア・ソフトウェア](#)」(4ページ)をご覧ください。
- 2** 起動中の他のアプリケーションを終了させます。
- 3** 「SharpVision Manager CD-ROM」をパソコンのCD-ROMドライブにセットします。
- 4** 「スタート」メニューの「ファイル名を指定して実行(R)...」を選びます。



- 5 「R:¥svm¥setup.exe」と入力して「OK」をクリックします。
(CD-ROMドライブがRドライブ以外の場合はそのドライブ名を入力してください)
しばらくすると起動画面が表示されます。



- 6 インストールする言語を「Japanese」にします。



7 内容を確認し、「次へ(N)>」をクリックします。



「インストール先の選択」ダイアログが開きます。

8 インストール先を指定し、「次へ(N)>」をクリックします。

特に問題がなければ、変更する必要はありません。

メモ

別のフォルダを指定する場合は、「参照(R)...」ボタンをクリックします。



「自動起動の選択」ダイアログが開きます。

- 9 パソコンを立ち上げるたびに自動的に本ソフトウェアを起動するために、「自動起動」の欄で「ON」をクリックします(推奨)。

メモ

「自動起動」を「ON」に設定すると、タスクトレイに「SharpVision Manager」アイコンが常駐します。「OFF」に設定した場合には、デスクトップの「SharpVision Manager」ショートカットアイコンを利用するか、「スタート」ボタンの「プログラム」から本ソフトウェアを起動してください。



- 10 「次へ(N)>」をクリックします。
インストールが始まります。

- 11 インストールが完了したら「完了」をクリックします。
インストールが終了すると、「セットアップの完了」ダイアログが開きます。



- 12 すぐに本ソフトウェアを使用する場合は、コンピュータを再起動してください。

SharpVision Managerを起動する

SharpVision Managerを起動する前に、プロジェクターとパソコンが正しく接続されているか確認してください([5ページ](#))。起動の方法は3通りあります。

- ▶ タスクトレイの「SharpVision Manager」アイコンから起動する



SharpVision Manager アイコン

メモ

このアイコンは自動起動の設定が「入」に設定されている場合に表示されます。[自動起動](#)の設定については13ページを参照してください。

- 1** プロジェクターの電源を入れ、通信できる状態にします。
必ずパソコンを立ち上げる前に、プロジェクターの電源を入れてください。
- 2** パソコンを立ち上げ、タスクトレイの「SharpVision Manager」アイコンをクリックします。
SharpVision Managerが起動します。



▶ 「スタート」ボタンから起動する



- 1 プロジェクターの電源を入れ、通信できる状態にします。
必ずパソコンを立ち上げる前に、プロジェクターの電源を入れてください。
- 2 パソコンを立ち上げ、「スタート」ボタンをクリックし、「プログラム (P)」、「SharpVision Manager」の順にポイントします。
SharpVision Managerが起動します。



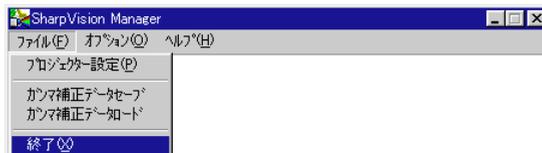
▶ デスクトップの「SharpVision Manager」ショートカットアイコンから起動する



- 1 プロジェクターの電源を入れ、通信できる状態にします。
必ずパソコンを立ち上げる前に、プロジェクターの電源を入れてください。
- 2 パソコンを立ち上げ、デスクトップの「SharpVision Manager」ショートカットアイコンをダブルクリックします。
SharpVision Managerが起動します。

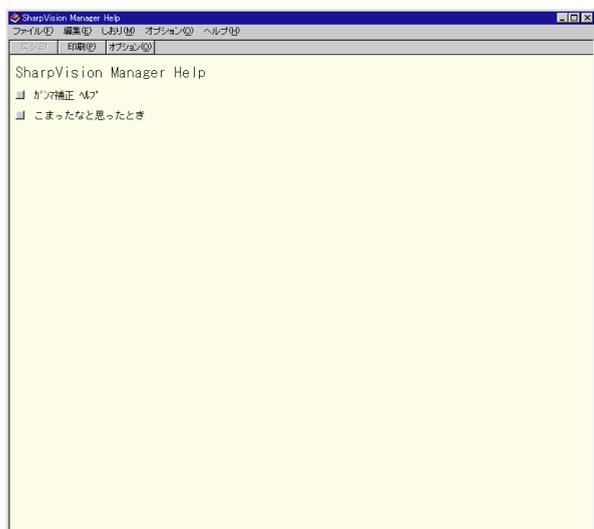
SharpVision Managerを終了する

「ファイル(F)」メニューから「終了(X)」を選びます。またはウィンドウ右上の ボタンをクリックします。



ヘルプ機能

ヘルプを見たい場合は、SharpVision Managerの「ヘルプ(H)」メニューから「ヘルプ」を選びます。「SharpVision Manager Help」ウィンドウが開いたら、表示したい項目をクリックします。



ご利用のSharpVision Managerのバージョン情報を知るには、「ヘルプ(H)」メニューから「このソフトウェアについて」を選びます。



自動起動設定の変更

標準インストールの状態では、自動起動設定は「入」に設定されており、パソコンを立ち上げると自動的にSharpVision Managerが起動します。以下の手順で設定を変更できます。

1 「オプション(O)」メニューから「自動起動 入/切」を選びます。

2 希望する設定を選びます。



「自動起動 入」を選ぶと

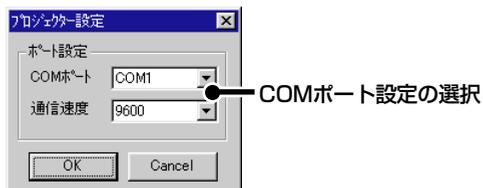
- タスクトレイに「SharpVision Manager」アイコンが常駐します。
- パソコンを立ち上げると、自動的にSharpVision Managerが起動します。

「自動起動 切」を選ぶと

- タスクトレイから「SharpVision Manager」アイコンが消えます。
- SharpVision Managerを起動するには、「スタート」ボタンから行うか、デスクトップの「SharpVision Manager」ショートカットアイコンをダブルクリックします。

プロジェクター設定

- 1 「ファイル(F)」メニューから、「プロジェクター設定(P)」を選びます。
「プロジェクター設定」ウィンドウが開きます。



- 2 プロジェクターが接続されているCOMポートを選びます。
- 3 パソコンとプロジェクター間の通信速度を選びます。

メモ

- ここで設定する通信速度とプロジェクター側の通信速度は同じ速度に設定します。
- プロジェクターの通信速度の設定方法については、プロジェクターの取扱説明書をご覧ください。
- 安定した通信をするために、通信速度は9,600bpsにすることをお勧めします。

- 4 「OK」をクリックします。

画像を調整する

ガンマ補正

スクリーンに映し出された画像のR、G、B各色の明るさを調整するには、ガンマ値を補正します。

調整の前に

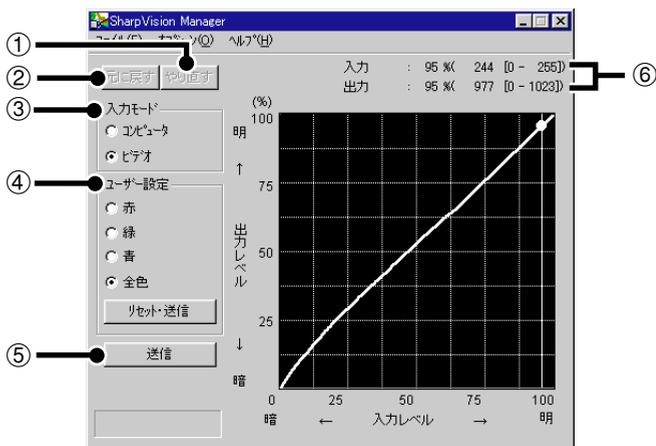
- プロジェクターに付属されているリモコンのガンマ補正(GAMMA)ボタンで、プロジェクターのガンマ設定を行います。
- RS-232Cケーブルで[プロジェクターとパソコンを接続](#) (5ページ)してから、ガンマ補正を始めてください。

1 SharpVision Managerを起動します。



[SharpVision Managerの起動](#)については、10ページをご覧ください。

「SharpVision Manager」ウィンドウが開きます。



- ① ②による復元をキャンセルし、②をクリックする前の状態に戻します。
- ② ガンマ値を補正操作前の状態に戻します。
- ③ 「入力モード」からガンマ補正したい入力を選択します。「コンピュータ」と「ビデオ」の画像のガンマは別々に設定されています。お買い上げ時は「ビデオ」に設定されています。
- ④ 「全色」以外の色についてそれぞれガンマ値を調整します。「全色」を調整すると、ほかの色のガンマ値が相殺されます。

【メモ】

調整した値を標準インストール時の設定値に戻すには、色ごとに「リセット・送信」ボタンを押します。たとえば「赤」と「緑」の値に戻すには、「赤」モードで「リセット・送信」ボタンを押して、まず「赤」の値に戻し、「緑」モードにして同様の操作をします。「赤」、「緑」、「青」すべての色に戻すには、「全色」モードで「リセット・送信」ボタンを押します。

- ⑤ 「送信」をクリックすればすべての設定データをプロジェクターに送ります。
- ⑥ ガンマ座標表示(入力/出力)

2 「入力モード」を選びます。

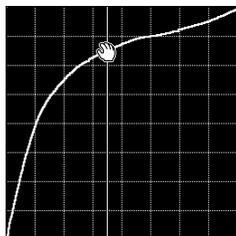
3 「ユーザー設定」で、色別に値を設定します。
グラフの曲線をドラッグ&ドロップで調整します。

4 「送信」をクリックします。
設定データの送信中に「送信中...」メッセージが表示されます。

ガンマ曲線を調整する

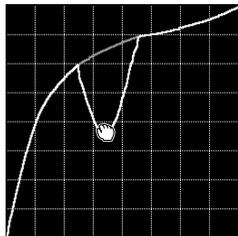
1 「ガンマ補正」の手順1～2を行います。

2 マウスポインターをガンマ曲線上に置きます。
マウスポインターが手の形になります。



3 ガンマ曲線をドラッグします。

マウスポインターが手を握った形になり、曲線が変形します。
キーボードの「↑」「↓」キーからも同じ操作を行うことができます。



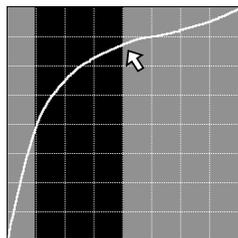
▶ ガンマ補正範囲を指定するとき

ガンマ補正範囲は、ドラッグ&ドロップで指定することができます。ガンマ曲線とマウスポインターは指定された範囲内でのみ動きます。

キーボードで「Shift」キーを押しながら「←」「→」キーを押しても、ガンマ補正範囲指定ができます。

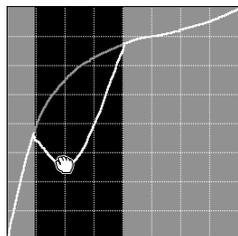
1 マウスポインターをドラッグし、それからドロップします。

ドロップしたところが、ガンマ補正範囲となります。



2 ガンマ曲線をドラッグ&ドロップします。

ガンマ曲線およびマウスポインターは指定された範囲内で動きます。



メモ

- 補正操作後、ガンマ値を補正前の状態に戻すときは、「元に戻す」ボタンをクリックします。
- 「元に戻す」ボタンを押す前の状態に戻すには、「やり直す」ボタンをクリックします。

ガンマ補正データを保存する

- 1 「ファイル(F)」メニューから、「ガンマ補正データセーブ」を選びます。
「名前を付けて保存」ダイアログボックスが開きます。
- 2 「ファイル名(N)」を指定します。
- 3 「保存する場所(I)」を指定します。
- 4 「保存(S)」ボタンをクリックします。

ガンマ補正データを読み込む

- 1 「ファイル(F)」メニューから、「ガンマ補正データロード」を選びます。
「開く」ダイアログボックスが開きます。
- 2 「ファイルの場所(I)」を指定します。
- 3 「ファイル名(N)」を指定します。
- 4 「開く(O)」ボタンをクリックします。
- 5 「送信」をクリックします。
ガンマ値がプロジェクターに読み込まれます。

ガンマ値を元に戻す

- 1 「ユーザー設定」から、お買い上げ時の値に戻したい色を選びます。
メモ
「全色」を選ぶと、全ての色のガンマ曲線がお買い上げ時の設定に戻ります。
- 2 「リセット・送信」をクリックします。

ソフトウェアをアンインストールする

改めてSharpVision Managerをインストールするときや、アップグレードしたバージョンのSharpVision Managerをインストールするとき、必ずこれまでのSharpVision Managerをアンインストールします。

アンインストールの前に

- SharpVision Managerが起動しているときは、アンインストールを始める前に終了してください。
- 自動起動の設定は必ず「切」にしてください。
詳しい手順については [13ページ](#) をご参照ください。

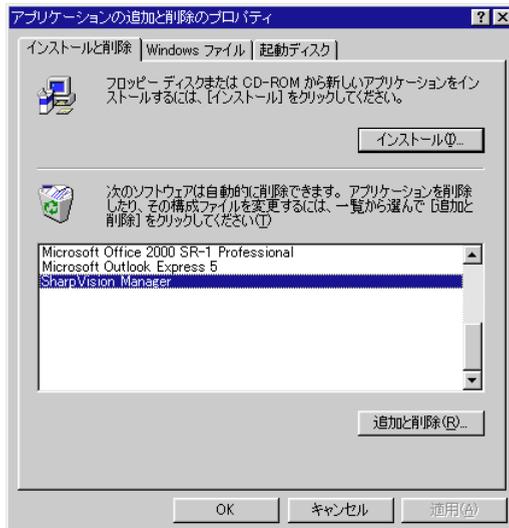
▶ アンインストールする

- 1** パソコンの「スタート」ボタンをクリックし、「設定(S)」から「コントロールパネル(C)」を選びます。
- 2** 「アプリケーションの追加と削除」アイコンをダブルクリックします。



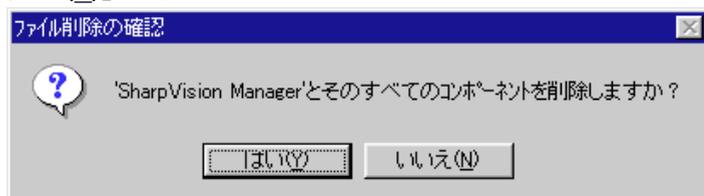
アプリケーションの
追加と削除

- 3** 「SharpVision Manager」を選びます。

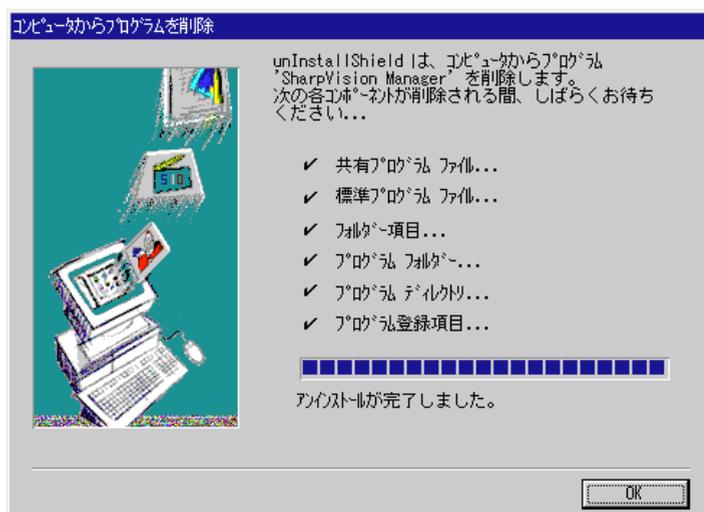


4 「追加と削除(R)...」ボタンをクリックします。

5 「はい(Y)」をクリックします。



6 アンインストールが完了すると、「アンインストールが完了しました。」のメッセージが表示されます。「OK」をクリックします。



ガンマ補正が正しく作動しない

- RS-232Cケーブルを接続し直し、もう一度操作してください。ケーブルが正しく接続されていないため、送信中にエラーが発生した可能性があります。
- RS-232Cケーブル接続に使用するポートが、パソコン側で正しく設定されていますか([14ページ](#))。
- SharpVision Managerの設定とプロジェクターの設定が合っていますか。プロジェクター側の「電源入/切」状態、「入力切換」(コンピュータ/ビデオ)を再確認後、もう一度SharpVision Managerを操作してください。
- SharpVision Managerでガンマ補正を行う前に、プロジェクターに付属されているリモコンのガンマ補正(GAMMA)ボタンで、プロジェクターのガンマ設定を行います。

用語集

用語	意味	ページ
オプション	メニュー項目の一つです。	13
ガンマ	ある色彩のプロジェクター上の比值です。	15
ガンマ補正	スクリーンに映し出された画像のR、G、B各色の明るさ「ガンマ値」をパソコンで調整します。	15
このソフトウェアについて	SharpVision Managerのバージョン情報です。	12
自動起動 入/切	パソコンの起動と同時にSharpVision Managerを立ち上げるかどうかの設定です。	13
終了	ソフトを終了します。	11
通信速度	プロジェクターのRS-232Cポートおよびパソコンのシリアルポートからの通信速度です。	14
ドラッグ&ドロップ	マウスを使って、項目を選択し修正する方法です。	17
ファイル	メニュー項目の一つです。	11
プロジェクター設定	プロジェクターに接続されているCOMポートと通信速度を設定します。	14
ヘルプ	SharpVision Managerのヘルプ機能です。	12
COM	通信ポートのことです。	14
RS-232C	多くのパソコンが装備しているシリアル通信方式です。	5

PDF取扱説明書について

このソフトのCD-ROMには、PDF形式の取扱説明書が入っています。取扱説明書をパソコンの画面上で読みながら操作することができます、便利です。

Adobe Acrobat Reader 4.0Jをインストールする

SharpVision ManagerのPDF取扱説明書を見るためには、お使いのパソコンにAdobe Acrobat Readerがインストールされている必要があります。もしインストールされていないときは、「SharpVision Manager CD-ROM」に入っているAdobe Acrobat Readerをインストールしてください。

メモ

Adobe Acrobat Readerのインストール方法については、プロジェクト本体の取扱説明書をご覧ください。

SharpVision ManagerのPDF取扱説明書を見る

CD-ROMに付属されているSharpVision ManagerのPDF取扱説明書の見かたについて詳しくは、プロジェクト本体の取扱説明書をご覧ください。

お客様ご相談窓口のご案内

シャープ製品の修理・お取扱い・お手入れについてのご相談ならびにご依頼は
お問い合わせの販売店へ

なお、転居されたり、贈答品などで保証書記載の販売店にご相談できない場合は、下記の窓口にご相談
 ください。

- 製品の故障や部品のご購入などのご相談は…………… **修理ご相談窓口** へ
 (注) *印の窓口は『持ち込み修理及び部品購入』のご相談窓口です。
- 製品に対するご意見・ご要望などは…………… **一般ご相談窓口** へ

修理ご相談窓口

出張修理のご相談はCSセンターにご連絡ください。

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時40分 (日曜日、祝日など弊社休日は休ませていただきます。)

シャープエンジニアリング株式会社

担当地域	拠点名	電話番号	所在地
北海道	CSセンター	(011)641-4690	
	〔*札幌〕	(011)641-4685	札幌市西区二十四軒1条7-3-17
	北見	(0157)36-4649	北見市三輪435
	帯広	(0155)21-6925	帯広市西8条南3-17
	室蘭	(0143)45-4649	室蘭市中島町1-9
	釧路	(0154)25-4649	釧路市光陽町8-13
	旭川	(0166)25-4649	旭川市一条通4-左10
青森県	函館	(0138)51-4649	函館市五稜郭町31-17
	青森	(0177)38-0281	青森市妙見3-3-4
	弘前	(0172)27-4649	弘前市豊田3-5-1
秋田県	八戸	(0178)44-4649	八戸市小中野2-8-16
	秋田	(018)863-4649	秋田市川尻町大川反170-56
岩手県	横手	(0182)33-4649	横手市横手町六の口5
	岩手	(019)638-6087	紫波郡矢巾町流通センター南3-1-1
宮城県	釜石	(0193)23-4649	釜石市上中島町4-6-43
	CSセンター	(022)288-9250	
山形県	〔*宮城〕	(022)288-9142	仙台市若林区卸町東3-1-27
	山形	(023)631-4649	山形市飯田2-7-43
福島県	酒田	(0234)24-4649	酒田市大町19-5
	福島	(024)945-4649	郡山市安積町荒井方八丁33-1
新潟県	会津若松	(0242)25-4649	会津若松市山見町41-2
	いわき	(0246)28-4649	いわき市自由ヶ丘37-10
新潟県	CSセンター	(025)285-1513	
	〔*新潟〕	(025)285-3663	新潟市上所中1-7-21
栃木県	〔*長岡〕	(0258)23-1819	長岡市撰田屋町崩2600
	CSセンター	(03)5692-7722	
群馬県	〔*栃木〕	(028)637-1179	宇都宮市不動前4-2-41
	〔*小山〕	(0282)62-5466	下都賀郡藤岡町藤岡5201
茨城県	CSセンター	(03)5692-7722	
	〔*群馬〕	(027)252-4706	前橋市問屋町1-3-7
茨城県	CSセンター	(03)5692-7722	
	〔*茨城〕	(029)241-4930	水戸市千波町1963
埼玉県	〔*南茨城〕	(0298)57-9130	つくば市栗原2857-9
	CSセンター	(03)5692-7722	
埼玉県	〔*埼玉中央〕	(048)666-7987	さいたま市宮原町2-107-2
	〔*埼玉東〕	(0489)78-7101	越谷市南荻島346-1
千葉県	CSセンター	(03)5692-7722	
	〔*千葉〕	(043)299-8840	千葉市美浜区中瀬1-9-2
	〔*西千葉〕	(0473)68-4766	松戸市総台295-1
〔*東千葉〕	(0479)79-1181	八日市場市高字東2779-4	

担当地域	拠 点 名	電 話 番 号	所 在 地
千葉県	[*木更津	(0438)37-7912	木更津市請西2-5-22
東京都	CSセンター	(03)5692-7722	
	[*江 東	(03)3626-4642	東京都墨田区石原2-12-3
	[*城 南	(03)3776-2419	東京都大田区南馬込1-5-15
	[*城 北	(03)3972-4195	東京都板橋区東新町1-33-11
	[*世田谷	(03)3707-3345	東京都世田谷区用賀3-8-18
	[*田 端	(03)5692-7765	東京都北区東田端2-13-17
神奈川県	[*三多摩	(042)586-6059	日野市日野台5-5-4
	CSセンター	(03)5692-7722	
	[*横 浜	(045)753-4647	横浜市磯子区中原1-2-23
山梨県	[*湘 南	(0463)54-4738	平塚市田村1381
	[*相模原	(0427)59-4195	相模原市横山2-2-12
	CSセンター	(03)5692-7722	
静岡県	[*山 梨	(055)228-5375	甲府市富竹2-1-17
	CSセンター	(054)285-9360	
長野県	[*静 岡	(054)285-9340	静岡市曲金6-8-44
	[*沼 津	(0559)22-5249	沼津市宮前町11-4
	[*浜 松	(053)463-4680	浜松市植松町1476-2
愛知県	CSセンター	(026)293-6612	
	[*松 本	(0263)27-4694	松本市芳野8-14
	[*長 野	(026)293-6262	長野市篠ノ井塩崎東田沢6877-1
岐阜県	CSセンター	(052)332-5880	
	[*名古屋	(052)332-2623	名古屋市中川区山王3-5-5
	[*岡 崎	(0564)24-2343	岡崎市柿田町1-21
三重県	[*豊 橋	(0532)53-4647	豊橋市下地町橋口17-1
	CSセンター	(052)332-5880	
富山県	[*岐 阜	(058)273-4969	岐阜市六条南3-12-9
	CSセンター	(052)332-5880	
石川県	[*三 重	(059)232-6300	津市栗真町屋町蒲池328
	CSセンター	(076)269-1875	
福井県	[*富 山	(076)451-2459	富山市金泉寺71-1
	CSセンター	(076)269-1875	
滋賀県	[*金 沢	(076)249-2434	石川郡野々市町御塚塚町1096-1
	CSセンター	(076)269-1875	
京都府	[*福 井	(0776)54-2459	福井市北四ツ居町625
	CSセンター	(06)6795-2899	
	[*滋 賀	(077)545-4692	大津市栗林町11-35
大阪府	[*彦 根	(0749)24-4643	彦根市東沼波町133
	CSセンター	(06)6795-2800	
	[*京 都	(075)672-2378	京都市南区上鳥羽菅田町48
(兵庫県)	[*北近畿	(0773)23-9151	福知山市末広町6-13
	[*大 阪	(06)6643-5331	大阪市浪速区恵美須西1-2-9
	[*堺	(0722)45-4651	堺市老松町1-39
	[*大阪TC	(06)6794-5611	大阪市平野区加美南3-7-19
	[*南大阪	(0724)31-1950	貝塚市沢1215
	[*北大阪	(0726)34-4519	茨木市鮎川5-15-3
	[*阪 神	(06)6421-4877	尼崎市猪名寺3-2-10
奈良県	CSセンター	(06)6795-2899	
	[*兵 庫	(078)791-1541	神戸市須磨区弥栄台3-15-2
	[*神 戸	(078)453-4651	神戸市東灘区魚崎北町1-6-18
奈良県	[*姫 路	(0792)66-1819	姫路市青山5-7-7
	CSセンター	(06)6795-2899	
奈良県	[*奈 良	(0743)53-6693	大和郡山市美濃庄町492
	[*奈良南	(0745)65-1492	御所市茅原4-3

担当地域	拠点名	電話番号	所在地
和歌山県	CSセンター	(06)6795-2899	
	〔*和歌山	(073)445-4615	和歌山市西小二里2-4-91
	〔*南紀	(0739)25-3121	田辺市稲成町441-1
鳥取県	鳥取	(0857)27-8831	鳥取市青葉町2-204
岡山県	CSセンター	(086)292-1707	
	〔*岡山	(086)292-1709	都窪郡早島町矢尾828
島根県	CSセンター	(0852)24-4811	
	〔*松江	(0852)24-4810	松江市西津田3-1-10
広島県	CSセンター	(082)874-8071	
	〔*広島	(082)874-8149	広島市安佐南区西原2-13-4
	CSセンター	(0824)28-7448	
	〔*東広島	(0824)28-7490	東広島市八本松東4-3-30
	CSセンター	(0849)51-7644	
〔*福山	(0849)51-7654	福山市津之郷町津之郷上開地	
山口県	CSセンター	(083)972-0870	
	〔*山口	(083)972-0891	吉敷郡小郡町若草町4-12
	〔*東山口	(0833)44-0923	下松市西豊井173-1
香川県	CSセンター	(087)823-5513	
	〔*香川	(087)823-4901	高松市朝日町6-2-8
徳島県	CSセンター	(088)625-4684	
	〔*徳島	(088)625-4654	徳島市中常三島町3-11-14
愛媛県	CSセンター	(089)971-4729	
	〔*愛媛	(089)971-4563	松山市高岡町178-1
高知県	CSセンター	(088)882-4021	
	〔*高知	(088)882-4635	高知市高須960-1
福岡県	CSセンター	(092)586-1122	
	〔*福岡	(092)572-4652	福岡市博多区井相田2-12-1
	〔*南福岡	(0942)45-8211	久留米市御井旗崎3-7-14
	〔*北九州	(093)592-4677	北九州市小倉北区大手町6-12
佐賀県	CSセンター	(092)586-1122	
	〔*佐賀	(0952)24-9450	佐賀市鍋島町八戸五本松籠2043-2
長崎県	CSセンター	(095)844-1870	
	〔*長崎	(0957)52-3511	大村市古賀島町613-3
大分県	CSセンター	(097)552-9416	
	〔*大分	(097)552-2313	大分市松原町3-5-3
熊本県	CSセンター	(096)366-7070	
	〔*熊本	(096)364-4777	熊本市新屋敷3-15-17
	天草	(0969)23-8711	本渡市港町19-3
宮崎県	CSセンター	(0985)31-1823	
	〔*宮崎	(0985)31-1832	宮崎市原町4-12
鹿児島県	CSセンター	(099)253-0250	
	〔*鹿児島	(099)253-4600	鹿児島市鴨池新町12-1

沖縄シャープ電機株式会社

担当地域	拠点名	電話番号	所在地
沖縄県	那覇	(098)861-0866	那覇市曙2-10-1
	先島	(09807)3-3603	平良市下里214-4
鹿児島県	奄美	(0997)53-4777	名瀬市塩浜町8-1

一般ご相談窓口

シャープ株式会社

東日本相談室	TEL (043) 297-4649 FAX (043) 299-8280	〒261-8520 千葉県美浜区中瀬1-9-2
西日本相談室	TEL (06) 6621-4649 FAX (06) 6792-5993	〒581-8585 八尾市北亀井町3-1-72

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後6時 日曜日・祝日 午前10時～午後5時
(12月30日～1月4日は休みます。)

シャープエンジニアリング株式会社

北海道支店消費者相談室	(011) 642-4649	〒063-0801 札幌市西区二十四軒1条7-3-17
東北支店消費者相談室	(022) 288-9147	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-1-27
首都圏支店消費者相談室	(03) 3893-4649	〒114-0013 東京都北区東田端2-13-17
中部支店消費者相談室	(052) 332-4649	〒454-8721 名古屋市中川区山王3-5-5
近畿支店消費者相談室	(06) 6794-7041	〒547-8510 大阪市平野区加美南3-7-19
中国支店消費者相談室	(082) 874-4649	〒731-0113 広島市安佐南区西原2-13-4
四国支店消費者相談室	(087) 823-4901	〒760-0065 高松市朝日町6-2-8
九州支店消費者相談室	(092) 572-4655	〒816-0081 福岡市博多区井相田2-12-1

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時40分 (土・日曜日、祝日など弊社休日は休ませていただきます。)

所在地・電話番号・受付時間などは変わることがありますので、その節はご容赦願います。(01.05)

お問い合わせは、お客様ご相談窓口へ

- この製品についてのご意見・ご質問
「一般ご相談窓口」へお申し付けください。

東日本相談室

☎ (043)297-4649

FAX(043)299-8280

〒261-8520 千葉市美浜区中瀬1-9-2

西日本相談室

☎ (06)6621-4649

FAX(06)6792-5993

〒581-8585 八尾市北亀井町3-1-72

- ご相談受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後6時
日曜日・祝日 午前10時～午後5時
(12月30日～1月4日は休みます。)

その他の地域にお住まいのかたは、「お客様ご相談窓口のご案内」の「[一般ご相談窓口](#)」(27ページ)へお申し付けください。

- 製品の故障や部品のご購入などの相談
「[修理ご相談窓口](#)」へお申し付けください。
(くわしくは、24ページをご覧ください。)
修理サービスを依頼される前に、21ページの「[困ったときは](#)」
をもう一度お読みください。

シャープ株式会社

本社 〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号
電話 (06) 6621-1221 (大代表)

AVシステム事業本部 〒329-2193

栃木県矢板市早川町174番地
電話 (0287) 43-1131 (大代表)